

平成25年（ワ）第1356号、平成26年（ワ）第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

意見書

2016年（平成28年）3月10日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 金 敏 寛

本件訴訟について、被告準備書面等から垣間見える被告の悪質さ並びに原告や朝鮮高校及び在日朝鮮人社会に対する侮辱的主張に関して、原告らの代理人としてまた原告代理人を代表して、意見を述べさせていただきます。

第1 証拠に基づかない虚偽主張について

- 1 被告は、無償化法の制定にかかる国会審議等においても、本件規程13条の適合性判断について、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無が問題とされていたとして、被告第1準備書面を引用しますが、当該被告第1準備書面には、「不当な支配」という用語などあらわれていません。

これにとどまらず、無償化法制定前における衆参両院の国会審議全体において、本件規程13条は制定されていないことから、教

育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」を読み込むという議論は、一切出てきていません。

2 このように、被告は、証拠に基づかないどころか、証拠にあらわれている国会審議の議論状況をねじ曲げて主張を展開させていますが、このことは、本件訴訟を公正な立場で判断しようとする裁判所に対する侮辱であると言わざるを得ません。

3 裁判所におかれましては、被告の証拠をねじ曲げての主張に対して是正をはかっていただくとともに、本件訴訟における被告の不誠実さについて然るべき訴訟指揮を行っていただきたいと思えます。

第 2 原告ら及び朝鮮高校に対する誹謗中傷について

1 被告は、第 4 準備書面において、適正な学校運営に関する記述のうち、明らかに原告や朝鮮高校を指して、「法令に基づく適正な学校運営がなされていない学校においては、在籍生徒数について虚偽の報告を行い、過剰に就学支援金を代理受領することなども考えられるし、第三者から「不当な支配」を受けている学校においては、国から就学支援金が支給されたにもかかわらず学校が授業料に係る債権に充当しないという事態が発生した場合でも、当該第三者による不当な働きかけ等により、生徒又は保護者がその旨を外部に明らかにすることができず、結果として、そのような事態が公にならない可能性も否定できない」と主張します。

2 被告の主張によると、朝鮮高校は規定 13 条に適合すると認めるに至らなかったのもあって、適正な学校運営がなされていないと判断されたものではないから、適正な運営が行われていないことを前提とする被告の上記主張は、朝鮮高校のみならず、同校に通う原告やその保護者を侮辱するものであり、到底許されるものではありません。

また、被告の主張は何らの根拠に基づかない邪推そのものであるばかりか、裁判所に対して原告や朝鮮高校について悪印象を与える目的でなされた、悪意に満ちた誹謗中傷であると言わざるを得ません。

- 3 被告国が中等教育の無償化という崇高な理念を受け入れ、これを受けて本件無償化法が成立したことで、朝鮮高校や同校に通う原告ら及び保護者はどんなに歓喜したことでしょうか。

しかしながら、原告らの歓喜は、原告らにとってはいかんともすることのできない朝鮮共和国との政治的理由の前に無残にも消え去ってしまいました。

それでも諦めることなく、自らの権利実現のために未成年である原告らが本件訴訟に踏み切り、裁判所による公正な判断を仰いでいるにもかかわらず、その過程において、被告による原告らに対する誹謗中傷が繰り返されるどころか、中傷内容が激しさを増すにつれ、未成年である原告らはなおも傷つき、保護者や朝鮮高校関係者も同様に心を痛めるということは容易に想像できるはずです。

- 4 被告が誹謗中傷の激しさを増すのは、単に訴訟における主張の域を超えて、公開された法廷を利用して原告や朝鮮高校を傷つけようとする意図さえ疑ってなりません。

- 5 被告においては、本件訴訟における主張のうち、言葉や内容を慎重に選んでいただくとともに、単なる誹謗中傷に過ぎない被告の主張を野放しにしないよう、裁判所におかれても適正な訴訟指揮をお願いします。

第3 検証申出について

- 1 被告の原告に対する誹謗中傷は、今般提出された検証申出書に

対する意見書からも見るができます。

被告は、本件において検証を行ったとしても、原告らの真の授業風景や生活状況が確認できるかは疑問であると主張し、その理由として、朝鮮総聯が朝鮮高校に対して指示したという報道があるといえます。

しかしながら、被告が依拠する報道内容の真実性は全く明らかではなく、いずれも事実ではありません。

原告の授業風景や生活状況に真も偽もなく、被告の指摘は原告ら生徒に対する侮辱以外の何ものでもないと思われます。

- 2 上述したように、被告は証拠や事実をねじ曲げて、公正な立場で審理することが求められる裁判所を欺かんとしています。

被告は判断権者である裁判所に対して、原告や朝鮮高校に対する悪印象を植え付けようとしていることも上述したとおりです。

- 3 原告が行った検証申出に対する決定については、現在準備中である原告らの陳述書や教育法に精通する学者の意見書の提出をまって判断していただきたいと思いますが、陳述書や意見書の提出を措いておくとしても、被告の原告らに対する誹謗中傷や、真実性が保証されない報道内容を証拠として、裁判所の公正な判断を妨害しようとする被告の悪意に鑑みると、裁判所においては朝鮮高校で学び生活する原告らのありのままの姿を見ていただき、今一度公正な目で本件訴訟を審理していただきたいと思えます。

その意味で、原告が申し出た検証の必要性は、なお一層高いと言えると思えます。

第4 さいごに

- 1 以上のとおり、本件訴訟においては、朝鮮高校に通う原告らの権利侵害が問われているのであって、裁判所におかれては、予断

に捕らわれることなく、純粹な目線で原告らの権利侵害の有無について判断していただきたいと考えています。

2 そのうえで、裁判所の純粹な目線を阻害するかのような、被告の原告らに対する誹謗中傷や裁判所を欺きかねない主張については慎んでいただき、裁判所におかれても被告に対して、姿勢を改めるよう指導していただければと思います。

3 私は原告らの代理人であると同時に、原告らが通う九州朝鮮高校の卒業生であります。

弁護士として裁判においては法理屈が問われていることは重々承知していますが、被告国及び国より指定を受けた代理人らによる主張の節々には、法理屈の域を超えた悪意とも言うべき主張が散見されるため、原告や朝鮮高校を思い、また裁判所の公正な判断を仰ぎたく、私の意見とさせていただきます。

以上